

食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか。 ～フードバンクへの食品提供は税制上も全額損金処理が可能です～



企業

当社は、フードバンク活動を行う団体に対して、食品を提供することを検討しています。フードバンクへの食品の提供に要する費用は、その提供時の損金の額に算入して差し支えありませんか？

A. フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

(理由)

一般的に、法人が資産（食品等）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、下記（①及び②）の事実関係が認められる場合は寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

- ① 貴社の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。
- ② 貴社とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※貴社が提供した食品の内容や提供量分かる受取書等をフードバンクから受領する必要があります。

※上記のケース以外にも、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。



「提供に要する費用」とはどのようなものを指すのでしょうか？

A. 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿価額」のことを指します。食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含まれます。



フードバンクへの寄附に対して税制上の優遇措置はあるのでしょうか？

A. 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置があります。

(例)

資本金等の額2,000万円、所得の金額（寄附金支出前）1,400万円、1年決算法人が、特定のフードバンクに対する寄附金50万円を支出した場合、50万円が損金に算入されることとなります。

(この例は認定NPO法人等に寄附をしたケースであり、その他法人の場合は限度額が異なります)

※詳細な計算方法は別紙資料をご参照ください。

フードバンクへの食品提供に係る税制上の取扱い（Q&A）

Q 当社は、フードバンク活動を行う団体（以下「フードバンク」といいます。）に対して、食品を提供することを検討しています。

当社が提供する食品は、製造してから一定期間が経過し、食品衛生上の問題はないものの、当社の商品管理のルール上、商品として通常の販売が困難となったものを提供する予定です。

これらの食品は、これまで業者に回収を依頼して廃棄処理していたものですが、フードバンクが無償で回収することになれば、当社として倉庫代や引取費用が削減できるメリットがあり、また、食品ロスの削減につながるといった効果も期待できます。

このようなフードバンクへの食品の提供に要する費用は、その提供時の損金の額に算入して差し支えありませんか。

（注）本件のフードバンクへの食品の提供に際しては、農林水産省が公表している「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」を参考にして、当社とフードバンクの間で、提供食品の品質確保・管理に関する事項や転売等の禁止に関する事項などのルールを定めて合意書を取り交わす予定です。

A フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

（理由）

一般的に、法人が資産（食品）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、貴社の場合、次の事実関係が認められますので、お尋ねの費用については、寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

- 1 本件の食品の提供は、社内ルール等に従って廃棄予定の食品をフードバンクが回収するものであり、貴社にとって、実質的に商品の廃棄処理の一環で行われる取引であること。
- 2 貴社とフードバンクとの合意書において、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告などのルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。また、貴社において提供した食品の用途が確認できること。

なお、上記のような商品廃棄のケース以外でも、例えば、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。

【関係法令】

法人税法第 22 条第 3 項、第 37 条

【参考】

国税庁ホームページ（税制に関する質疑応答事例）

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/20/11.htm>

農林水産省ホームページ フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きについて

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html